

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発0331010号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>認知症介護実践者等養成事業実施要綱</p> <p>1～3 略</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 認知症介護基礎研修</p> <p>① 研修対象者</p> <p>介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）において、<u>介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者</u>等とする。</p> <p>② 実施内容 略</p> <p>③ 修了証書の交付等</p> <p>ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。</p> <p>イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号（<u>受講者ID</u>）、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。</p> <p>④ 実施上の留意事項</p> <p>ア <u>研修は、原則としてeラーニングにより行うものとする。</u></p> <p><u>なお、実施主体は、対応の準備等の観点からeラーニングによる実施が困難である間は、集合型の講義・演習又は双方向の対話が可能なおんらいんによる講義・演習とすることができるものとするが、その場合には、</u>認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。</p> <p>イ 都道府県知事又は市町村長は、本研修を行う者に係る都道府県知事又は市町村長の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の課程（<u>eラーニングの内容を含む。</u>）並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について、<u>必要に応じ</u>提出させ、審査するものとする。</p>	<p>(別紙)</p> <p>認知症介護実践者等養成事業実施要綱</p> <p>1～3 略</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 認知症介護基礎研修</p> <p>① 研修対象者</p> <p>介護保険施設・事業所等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に<u>従事する介護職員等</u>とする。</p> <p>② 実施内容 略</p> <p>③ 修了証書の交付等</p> <p>ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。</p> <p>イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。</p> <p>④ 実施上の留意事項</p> <p>ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。</p> <p>イ 都道府県知事又は市町村長は、本研修を行う者に係る都道府県知事又は市町村長の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。</p>

ウ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、都道府県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、都道府県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいものであること。

(例)

- ・ 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、都道府県に対する情報提供を事前に行うこと。
- ・ 都道府県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護基礎研修の課程 (eラーニングの内容を含む。) 並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、必要に応じ 情報提供を行うこと。
- ・ 市町村は、研修実績等について、都道府県に対する情報提供を行うこと。

(2)～(7) 略

#### 5 認知症介護研修推進計画の策定 及び評価

都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定し、毎年度計画の実施状況、成果に対する確認及びその評価を行い、国へ報告するものとする。

(別記) センター設置場所等

略

ウ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、都道府県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、都道府県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいものであること。

(例)

- ・ 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、都道府県に対する情報提供を事前に行うこと。
- ・ 都道府県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、情報提供を行うこと。
- ・ 市町村は、研修実績等について、都道府県に対する情報提供を行うこと。

(2)～(7) 略

#### 5 認知症介護研修推進計画の策定

都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

(別記) センター設置場所等

略